

## 議案第3号 ふれあいバス及びデマンド交通運賃割引制度の見直しについて

## 1 経緯及び現状

平成30年11月に国土交通省から日本バス協会宛に、精神障害者についても身体障害者等を対象として実施している各種運賃割引等の適用の対象とするよう協力依頼があった。

現在の本市の障害者に対するふれあいバス及びデマンド交通の運賃割引制度については下表の取扱いである。

## ＜障害者に対する霧島市におけるふれあいバス割引制度＞

対象者	割引率及び割引対象者
身体障害者手帳（1種）所持者	50% 本人及び介護人1名
身体障害者手帳（2種）所持者	50% 本人のみ
療育手帳（知的障害）（1種）所持者	50% 本人及び介護人1名
療育手帳（知的障害）（2種）所持者	50% 本人のみ
精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者	50% 本人及び介護人1名
精神障害者保健福祉手帳（2級）所持者	50% 本人のみ
精神障害者保健福祉手帳（3級）所持者	割引適用なし

## ＜障害者に対する霧島市におけるデマンド交通割引制度＞

対象者	割引率及び割引対象者
身体障害者手帳（1種・2種）所持者	50% 本人

※一般運賃：150円（小学生は50%引き、未就学児は無料）【ふれあい、デマンド共通】

## 2 見直し内容

①平成31年4月1日からふれあいバスにおける精神障害者保健福祉手帳（3級）所持者の取扱いを次のとおりとする。

■割引対象者：本人のみ ■割引率：50%

※割引後に10円未満の端数がある場合は、切上げた額を割引後の運賃とする。

②平成31年4月1日からデマンド交通における割引制度については、見直し後のふれあいバスの運賃割引と同一とする。

## 3 見直し理由

障害者の自立及び社会参加の支援等を目的とする障害者基本法では身体障害者、知的障害者及び精神障害者では、位置付けは異なるものとはなっていない。また、障害者の就職件数、特に精神障害者の就職件数は大きく伸びており、社会参画が進んでいる状況がうかがえる。今後、運賃割引による支援の幅を広げることにより、より多くの障害者が外出しやすい環境を整えることができると考えられることから、見直しを行うもの。

なお、県内の多くのバス事業者においては、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（3級含む）の割引を適用している状況である。